

## 日吉台コミュニティ基金が成立した経緯の要点・現状・課題・解散まで

### I. 全般の経緯

1. 昭和 48 年ごろから入居が始まった。
2. 日本地所の開発で、排水処理は雨水汚水分流式で集中処理施設をもった施設が設置された。
3. 入居者は、日本地所であれ、住宅メーカーであれ、汚水処理施設分担金として、10 万円を支払った。
4. 昭和 59 年に大津市公共下水道完成接続により、処理施設等の役目を終了した。
5. 昭和 60 年 11 月に土地・残金等の所有形態が住民共有のものとして管理せざるを得ないとの「広報日吉台」で周知した。
6. 昭和 61 年 4 月に日吉台コミュニティ基金管理委員会が組織され、基金の運用を管理開始した。  
\* 委員 10 名、自治連選任委員長 1 名、副委員長 1 名（自治連副会長）各丁代表 8 名（この中から副委員長 1 名、会計 1 名、書記 1 名を選出）
7. 昭和 61 年 11 月 19 日に、日本地所から自治連合会が施設跡地・現金残金を引き継いだ。
8. 昭和 61 年 11 月 27 日に、日本地所から当時の自治連役員 3 名の名義に所有権移転登記を行った。
9. 平成元年 3 月に汚水処理場跡地の管理について、住民アンケートを行ったが 20 名の反対があり寄付には法律上の問題があり、平成 2 年、6 年に（9 年に一部内容改定）大津市に無償貸与することとなった。
10. 平成 3 年「地方自治法の一部改正」で「地縁による団体」として自治会名義で登記が出来るようになった。
11. 平成 15 年 2 月 16 日、自治連合会臨時総会にて、「地縁による団体」とする決議が行われた。
12. 平成 15 年 7 月 24 日に「地縁による団体」として「日吉台学区自治連合会」が大津市長から認可された。
13. 平成 15 年 8 月 26 日、自治連合会名義に所有権移転登記を行った。
14. 平成 27 年 10 月 18 日に II に記載の不動産 3 筆を大津市に無償譲渡（寄付）する件につき自治連臨時総会が開催され、種々議論がなされたが賛成多数で本件可決された。委任状含む 2,480 人の出席会員のうち 2,280 人の賛成であった。（自治連会会則第 35 条資産の処分は総会出席会員の 3/4 以上の賛成で可決を必要とする）本件は永きにわたり、コミュニティ基金管理委員会で議論され、自治連まちづくり協議会でも議論され、大津市に無償譲渡するのが最適と判断されて臨時総会で自治会員の賛否を問うことになったのである。住民共有財産の不動産を処分するにあたり平成 27 年 8 月 17 日に大津市法律相談室に出向き相談した。担当弁護士からこの不動産の名義人が上記 13 に記載の通り自治連合会となっているので所定の手続きを踏んで自治連合会の意思を確認すれば問題無いとの見解を得ていた。
15. 平成 27 年 11 月 10 日に自治連合会と大津市と協議、土地 3 筆の大津市への無償譲渡が決まった。平成 27 年 12 月 8 日に大津市への所有権移転登記が成された。日吉台一丁目 14-6 処理場跡地多目的広場に関しては大津市とその管理方法に関して平成 27 年 12 月 8 日協定書を締結した。又同じく平成 27 年 12 月 8 日これまでの大津市と取り交わした土地貸借契約書 3 通は契約解除した。
16. 平成 29 年 4 月 16 日開催の自治連合会定例総会に日吉台コミュニティ基金管理委員会規約改正提案して規約は賛成多数で可決された。不動産の処理、委員の資格、任期、事務所の新規登録等である。
17. 平成 30 年 5 月 15 日開催の日吉台コミュニティ基金管理委員会会議にて基金動産（預金）の 8 丁及び自治連合会への配分案が纏まり、翌 5 月 16 日に自治連会長に答申した。これまで 2 年間に亘り 8 丁の意見を聴取しながら纏めたもので、8 丁に各 200 万円、且つ平成 30 年 4 月 1 日現在の自治連加入世帯数×1 万円の配分、残りを自治連合会に配分する案である。8 丁合計分が計 2790 万円で概略 80%自治連合会分 699 万円が 20%となる。
18. 平成 31 年 4 月 14 日開催の自治連合会通常総会にて 17 項が議案第 3 号にて審議され、当日出席自治会員 2402 人の 3/4 を超える賛成 2092 人で承認された。（反対：130、棄権：180）17 項の提案を受けて自治連合会内部で検討され、8 丁全部の賛同を受けて議案 3 号にて自治連合会から通常総会に提案されたのである。  
平成 31 年 4 月 23 日に 8 丁及び自治連合会に基金動産（預金）の分割配分を完了した。  
又これまでの活動記録等は市民センター第 3 会議室指定ロッカーに保管した。  
日吉台コミュニティ基金管理委員会は平成 31 年度末、解散する。

## II 譲渡を受けた土地、及び当初譲渡金額

日吉台一丁目 9-3	ポンプ場	605.07 m <sup>2</sup>	(土地 3 筆の平成 15 年度 固定資産税評価額 9490 万円)
日吉台一丁目 9-10	ポンプ場	59.95 m <sup>2</sup>	
日吉台一丁目 14-6	処理場	1962.75 m <sup>2</sup>	
日本債権信用銀行割引債		2858 万円	
日本債権信用銀行普通預金		45,568 円	
集会所建設資金		9,541,146 円	

➡現状：I-14に記載の通り不動産3筆は大津市に無償譲渡、動産は現在も基金財産として保有している。集会所建設資金はIVに記載の通り全額分与完了した。

不動産3筆の大津市への無償譲渡条件として用途変更の場合、自治連合会と事前協議の一項があり当面日吉台一丁目 9-3、9-10 は消防分団詰所、日吉台一丁目 14-6 は多目的広場として使われる予定である。

## III. 譲渡を受けた土地汚水処理場・ポンプ場跡地の実態

地表より約1m掘り下げた部分は、施設等を破壊してあるがそれ以下の構造部分はそのまま残存しており、大きな建造物を建てるときはその部分の撤去が必要。

➡現状：I-14に記載の通り大津市に無償譲渡した。

## IV. 集会所建設基金

当初日吉台の自治会を9つ考えていたが、8自治会しか出来なかったため、日本地所から9個目の自治会集会所建設資金も自治連が引き継いだ。これの有効活用として、別に管理して、8自治会の自治会館改修等に当てる事にした。平成11年に一丁目北・一丁目南の分与から始まり、平成18年5月の3丁目東への分与で、この集会所建設基金の全てを分与終了した。

## V. 大津市との土地貸借契約状況

- 平成2年1月8日、汚水処理場跡地（現 多目的広場）の不動産使用貸借契約締結。
- 平成6年9月30日、ポンプ場跡地（現 消防分団詰所）土地使用貸借契約締結。
- 平成9年9月24日、多目的広場の使用貸借契約の一部変更し、12月に「いしづみ作業所」が建設された。

\*1項の契約には大津市への将来寄付する条項もある、また2項は30年間の貸借契約となっている。

➡現状：I-15に記載の通り契約解除した。

## VI. 基金からの助成事業の概略

- ① 自治会からの要望もあり、平成2年から平成6年度まで各自治会、各団体に助成金を出していた。もちろん要望内容を連合会、コミュニティ基金で検討の上で助成していた。

主だった助成

・平成2年	合唱団10周年事業に	15万円
・平成2年	青少年育成学区民会議（花いっぱい運動）	5万円
・平成3年	体育振興会（ユニフォーム代）	25万円
・平成3年	老人クラブ（清掃道具等）	9万円
・平成3年	青少年育成学区民会議（花いっぱい運動）	12万円
・平成5年	4丁目東自治会（会館黒板）	10万円
・平成6年	自治連10周年事業	180万円
・平成6年	卓友クラブ（卓球台）	10万円
・平成6年	日吉台太鼓（太鼓）	30万円
・平成6年	青少年育成学区民会議（花いっぱい運動）	10万円
・平成6年	一丁目南自治会（会館補修）	15万円

平成7年から基金の果実である預金利息収入が少なくなり、助成事業を休止した。

- ② 平成21年度から普通預金の残高範囲内で、日吉台全体の事業として助成に値する案件に対し一部助成を行なう事とした。

主だった助成

- ・平成 21 年 無し
- ・平成 22 年 自治連備品倉庫（小学校校庭 自治連関係備品、書類） 43 万円
- ・平成 23 年 自治連簡易テント 1 張り 11 万円
- ・平成 24 年 自治連倉庫 2 棟（小学校校庭 夏祭り備品） 49 万円
- ・平成 25 年 自治連パネル 30 枚（防災用&展示会用） 76 万円
- ・平成 26 年 自治連トランシーバー 9 台 37 万円
- ・平成 28 年 自治連防犯カメラ 3 台新設半額補助 15 万円  
（防犯カメラは既に平成 27 年に県警より 3 台がリースで地域に設置されていた。今回更に 3 台を半額大津市助成金を受けて設置した。これにより平成 28 年度末で地域に 6 台の防犯カメラが設置された）

平成 27 年度より金利低下により助成予算を組まずに対応している。  
防犯カメラ 3 台分半額支出に関しては事業費予算で対応した。

## VII. 現在の動産残高（H31 年 4 月 23 日現在）

・定期預金	計	33,219,616 円
滋賀銀行 1 年スーパー定期 利率 0.01%		13,207,723 円
関西アーバン銀行定期 利率 0.01%		10,010,818 円
JA バンク 自動継続 利率 0.01%		10,001,075 円
・普通預金	計	1,679,898 円
滋賀銀行		1,677,997 円
関西アーバン銀行		1,801 円
JA バンク		100 円
	合計	34,899,514 円

➡現状 I-18 に記載の通り 8 丁と自治連合会に配分して動産（預金）は平成 31 年 4 月 23 日現在零となった。

配分額は以下の通り

自治会	均等配分分	世帯比例配分分	計	分配率
1 南	200 万円	120 万円	320 万円	9.2%
1 北	200 万円	171 万円	371 万円	10.7%
2 南	200 万円	110 万円	310 万円	8.9%
2 北	200 万円	171 万円	371 万円	10.7%
3 東	200 万円	185 万円	385 万円	11.1%
3 西	200 万円	160 万円	360 万円	10.3%
4 東	200 万円	128 万円	328 万円	9.4%
4 西	200 万円	145 万円	345 万円	9.9%
自治連合会			6,991,090 円	19.9%

（自治連合会分はVIIの計より 8 丁分及び振り込み手数料を減じたもの）

## VIII. コミュニティ基金の今後の課題➡解散までの経緯

現在手持ちの動産、約 35 百万円を今後住民の為にどのように有効に使うのか、関係者が高齢化していることも考慮して、慎重に且つスピード感を持って対応することが求められている。

➡現状 I-18、VII項記載の通り

基金動産（預金）を 8 丁及び自治連合会に全額配分、これまでの活動履歴等書類の保管等を行い平成 31 年度末に解散する。

以上